

平成 22 年 4 月 1 日
地方独立行政法人秋田県立療育機構規程第 5 号

地方独立行政法人秋田県立療育機構職員給与規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人秋田県立療育機構就業規則（以下「就業規則」という。）第 29 条第 2 項に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）に支給する給与の決定及び支払い等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 職員の給与の決定及び支払い等に関し、この規程に定めのない事項については、秋田県が制定する条例及び当該条例の規定に基づき秋田県人事委員会が定める規則並びにこれらの規定に基づいて秋田県知事が定める細目において定める給与の決定及び支払い等の手続等の例による。

(給与)

第 3 条 この規程で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給料)

第 4 条 給料は、就業規則第 11 条、第 14 条及び第 15 条までに規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に係る勤務の対償として職員に支給する。

(定年前再雇用短時間勤務職員の給料)

第 4 条の 2 就業規則第 50 条第 1 項の規定により雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同条第 2 項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第 11 条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表における当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級は、別表第 16 のとおりとする。

(暫定再雇用職員の給料)

第 4 条の 3 就業規則第 50 条の 2 第 1 項の規定により雇用された職員（以下「暫定再雇用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準

給料月額のうち、当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 就業規則第50条の2第3項の規定により雇用された短時間勤務の暫定再雇用職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定により決定された額に、暫定再雇用短時間勤務職員の労働時間を就業規則第11条に規定する労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再雇用職員に適用される給料表における当該暫定再雇用職員の属する職務の級は、別表第16のとおりとする。

（給与の口座振替による支払）

第5条 給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

（給与からの控除）

第6条 前条の規定にかかわらず、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項に基づく協定により給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して給与を支払うものとする。

（給料表）

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1）事務職給料表（別表第1）

（2）医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（1）

イ 医療職給料表（2）

ウ 医療職給料表（3）

（3）技能職給料表（別表第3）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）のとおりとする。

（初任給の基準）

第8条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

（1）次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ理事長が別に定める基準に定める資格を有していること。

ア 事務職給料表の職務の級六級、七級及び八級

イ 医療職給料表（1）の職務の級三級及び四級

ウ 医療職給料表（２）の職務の級六級

エ 医療職給料表（３）の職務の級六級

（２）前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について別表第５に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定める資格を有していること。

３ 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第６に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第９条又は第１０条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第７に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

４ 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

５ 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して、別表第８に定める修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

６ 新たに職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、理事長が別に定めるところにより号給を調整することができる。

７ 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前項の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

（１）国家公務員及び地方公務員

（２）他の一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）に規定する一般地方独立行政法人をいう。）に常時勤務する職員

（３）理事長が前２号に掲げる者に準ずると認める者

８ 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合で、第６項の規定による場合にはその採用が困難となると認められるときは、同項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して号給を決定することができる。

９ 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第２項第１号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第６項から前項までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

10 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

11 第3項から前項までに規定するもののほか、新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。

(昇格)

第9条 職員を昇格(職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

第10条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以下下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定めるもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。))にあつては、1号給)とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好な場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定め基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別の場合の昇給)

第12条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がい状態となった場合等、その他特に必要があると認められる場合には、昇給をさせることができる。

(復職時等における号給の調整)

第13条 休職又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において他の職員との権衡上必要があると認めるときは、理事長が別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(給料の支給)

第14条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日を支給日とする。

3 給料の調整額(第16条第3項に規定する給料の調整額をいう。)、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は一の給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。

5 特殊勤務手当のうち手当の額が月で定められているものは、前項の規定にかかわらず、給料の支給方法に準じて支給する。

(新たに職員となった者等の給料の支給方法等)

第15条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第16条に規定する休日及び同規則第17条に規定する週休日(以下「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第16条 理事長は、職員のうち、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にあることにより、第7条に

規定する給料表を適用することが適当でない認められる職にある職員に対しては、その特殊性に基づき、給料を調整することができる。

- 2 給料の調整を行う職は、別表第10に定める給料の調整に係る適用区分表（以下「適用区分表」という。）の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 第1項の規定に基づき調整される額（以下「給料の調整額」という。）は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第10の2に定める調整基本額表（以下「調整基本額表」という。）の調整基本額欄に掲げる額（その額が給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 4 給料の調整額は、その調整前における給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25をこえてはならない。
- 5 第3項の規定による給料の調整額が、秋田県人事委員会規則7-2「給料の調整額」の一部を改正する規則（平成18年4月1日施行）の施行日前日の給料の調整額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該調整額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成22年3月31日までの間、第3項の規定による給料の調整額のほか、施行日前日の給料の調整額と第3項の規定による給料の調整額との差額に相当する額に、 $\frac{100}{100}$ 分の25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。なお、この項における職員には、平成18年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

（管理職手当）

第17条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員に支給する。

- 2 管理職手当を支給する職及び区分は別表第11のとおりとし、支給額は別表第11の2に掲げるとおりとする。
- 3 前項の規定による管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の25を超えてはならない。
- 4 職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。
- 5 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。
- 6 第2項の規定による管理職手当の額が、秋田県人事委員会規則7-3「管理職手当」の一部を改正する規則（平成19年4月1日施行）の施行日前日の管理職手当の額（附則第7項に掲げる表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該管理職手当の額に $\frac{100}{100}$ 分の99.76を乗じて得た額）に達しない職員にあつては、平成23年3月31日までの間、第2項の規定による管理職手当の額のほか、施行日前日の管理職手当と第2項の規定による管理職手当との差額に相当する額に次に掲げる期間の区分に応じ、定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を

管理職手当として支給する。なお、この項における職員には、平成19年4月1日以降に秋田県職員及び地方独立行政法人秋田県立療育機構職員として採用された者を含まない。

- (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(初任給調整手当)

第18条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職として新たに採用された職員に対して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 3 初任給調整手当を支給する期間の区分及び支給額は、別表第12に掲げるとおりとする。
- 4 第1項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 5 その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障がい者(心身の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害をいう。)の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については一人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
 - (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、次の号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第20条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮し、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料月額及び給料の調整額の月額(以下「給料の月額」という。)、並びに管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(住居手当)

第21条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第2号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県及び法人が設置する公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)

(2) 第23条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県及び法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家

賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第22条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車、原動機付の交通用具及び自転車その他理事長がこれに準ずると認めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車(自動二輪車を除く。)を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

イ 自動車(自動二輪車を除く。)以外の交通の用具を使用することを常例とする職員 その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第13の表に掲げる額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の 利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で理事長が別に定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等相当額」という。)が40,000円を超えるときは、支給単位期間につき、40,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が40,000円を超えるときは、その者の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、40,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間)に係る最初の月(前項の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌月)の給料の支給日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第23条 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

3 理事長が別に定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第24条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 放射線取扱手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 防疫業務手当

(放射線取扱手当)

第25条 放射線取扱手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したとき(月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第8条第2項及び第3項(ただし書を除く。)に規定する測定方法により測定した場合に100マイクロシーベルト以上であった場合に限る。)に支給する。

- (1) エックス線その他の放射線を照射する作業

(2) 前号に掲げるもののほか、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に規定する管理区域内、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の16第1項に規定する管理区域内若しくは電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第3条第1項に規定する管理区域内において行う同令第2条第3項に規定する放射線業務、これらの管理区域に一時的に立ち入る作業又は同令第7条第1項に規定する緊急作業

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した月1月につき7,000円とする。

(夜間看護等手当)

第25条の2 夜間看護等手当は、看護師若しくは准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる看護等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円

(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円

(3) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

(防疫業務手当)

第25条の3 防疫業務手当は、職員が感染症（指定感染症として定める等の政令に規定する感染症で理事長が指定するものをいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）の身体に接触して又は患者等に接して行う業務その他理事長がこれに準ずると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、4,000円とする。

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第28条 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 所定の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間外に勤務した勤務の時間が一箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第33条の規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間にある場合は100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 就業規則第20条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときには、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分150（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日午前5時までの間に有る場合は、その割合に100分25を加算した割合）を減じた割合を乗じた額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、理事長が定めるところによりあらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間（以下「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く）に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第18条第1項第2号及び3号に規定する休日において、所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第30条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務1回につき、20,000円とする。ただし、その勤務時間が5時間未満の場合は、この額に100分の50を乗じて得た額とする。また、その勤務が行われる時間が、勤務が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日で退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第32条 第17条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の理由により、休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第17条第1項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額(ただし当該勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

ア 別表第11の規定による区分が2種 10,000円

イ 別表第11の規定による区分が3種 8,000円

ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 6,000円

エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 4,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の管理職手当の区分に応じ定める額

ア 別表第11の規定による区分が2種 5,000円

イ 別表第11の規定による区分が3種 4,000円

ウ 別表第11の規定による区分が4種及び5種 3,000円

エ 別表第11の規定による区分が6種及び7種 2,000円

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げる給与の月額合計額を1箇月の平均所定労働時間数で除した得た額とする。

(1) 給料

(2) 初任給調整手当

(3) 地域手当

(4) 寒冷地手当

2 前項の1箇月の平均所定労働時間数は、当該年度の総日数から、当該期間中における休日等の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とする。

3 勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務時間の計算)

第34条 第27条に規定する給与の減額の基礎となる勤務しない時間数並びに第28条から第30条までに規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間における全時間数(時間外勤務手当については、支給割合を異にする部分ごとの全時間数)とする。こ

の場合において、その全時間数が1時間に満たない場合又はその全時間数に1時間未満の端数がある場合においては、給与の減額については当該全時間又は端数を切り捨て、その他のものについては当該全時間又は端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」(これらの日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日に当たるときはその前々日という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員(第40条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、理事長が別に定める職員を除く。第37条において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮し、同表に定める職員の区分に応じ、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の100」とあるのは「100分の58.75」とする。

(期末手当の不支給)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第77条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第2項の規定により解雇された職員(同項第2号に該当して解雇された職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮こ以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第37条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を県公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
 - 4 一時差止処分を受けた者は、理事長に対し、取消しの理由を明示した書面で、その取消しを申し立てることができる。
 - 5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

- 第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第35条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第51条第2第3号の規定により解雇され、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合(第4項において「期間率」という。)に職員の勤務成績による割合(第5項において「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5(特定幹部職員にあっては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第15に定める割合とする。
- 5 成績率は理事長が定めるものとする。
- 6 第36条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第38条第3項」と読み替えるものとする。
- 7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」

と読み替えるものとする。

- 8 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の58.75」とする。」

(寒冷地手当)

第39条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において秋田県内に在勤する職員(理事長が別に定める職員を除く。)に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
17,800円	10,200円	7,360円

- 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(退職者の給与)

第40条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により同規則第40条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が、同規則第40条第1項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 職員が同規則第40条第1項第3号及び第4号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤労手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において、第36条中「前条第一項」とあるのは、「第40条第6項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第41条 労働組合の業務に専ら従事する職員には、その休職の期間中いかなる給与も支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第42条 給与規程第8条第2項から第11項まで、第9条から第11条まで、第13条、第18条、第19条、第21条及び第39条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(補則)

第43条 この規程に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(法人移行職員等に係る給料の決定)

2 地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項及び地方独立行政法人秋田県立療育院機構の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係条例の廃止等に関する条例（平成22年秋田県条例第1号）第1条の規定により秋田県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「法人移行職員」という。）及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者に適用する給料表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める給料表に対応する右欄に定める給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
現業職給料表	技能職給料表

3 前項の規定により適用を受けることとなる給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給と同じ級及び号給に決定するものとする。

(平成18年度の給料切替えに伴う経過措置)

- 4 法人移行職員及び社会福祉法人秋田県小児療育事業団職員を退職し、かつ、その翌日に法人の職員となった者のうち、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第5号)の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額について、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員又は医療職給料表(1)の適用を受ける職員でそのいずれにも該当しない職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)の3分の2に相当する額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額の3分の1に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能職給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する第16条第4項及び第35条第4項(38条第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第16条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と前項の規定による給料の額(以下「差額相当額」という。)との合計額」と、第35条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。
- 6 第6項の規定により、差額に相当する額を給料として支給される職員のうち、給料月額と差額相当額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第17

条第3項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項中「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「当該職員の給料月額と差額相当額との合計額」とする。

7 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する期末手当の額は、第35条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

8 理事長が別に指定する職員の平成22年6月に支給する勤勉手当の額は、第38条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する勤勉手当基礎額に勤務成績による割合を乗じて得た額とする。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。(第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。(別表第13自動車等使用者の通勤手当の月額の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第33条第1項及び第38条第2項の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、地域手当の支給割合、
単身赴任手当額及び管理職員特別勤務手当の改正)

(経過措置)

- 2 平成28年1月1日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額
が同日において受けていた給料月額に達しない場合には、平成30年12月31日までの間、給料月額の
ほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(地域手当の支給割合、単身赴任手当額及び勤勉手当の支給
割合の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。(昇格時号給対応表の改正)
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(期末、勤勉手当の加算割合の改正)

(経過措置)

一 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.25年
医療職給料表(三)	主査等	3年	0.75年

二 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.5年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.5年

三 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

給料表	職名	在職年数	経過措置年数
医療職給料表(二)	主査	3年	2.75年
医療職給料表(三)	主査等	3年	1.25年

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。(夜間看護等手当額の改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

3 第38条第2項中、「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、平成28年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(扶養手当額の改正)

(経過措置)

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、次の表に定める額を扶養手当として支給する。

区分	支給額
配偶者	10,000円
子	8,000円
父母等	6,500円
配偶者がいない場合の子	10,000円
配偶者がいない場合の父母等	9,000円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

2 第38条第2項中、「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額、夜間看護等手当額の改正)

2 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

3 第38条第2項中、「100分の82.5」を「100分の92.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、別表第6 初任給基準表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正)

(経過措置)

- 3 第38条第2項中、「100分の87.5」を「100分の97.5」に、「100分の107.5」を「100分の117.5」に改め、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(管理職手当を支給する職及び区分の改正)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(別表第4 級別標準職務表、別表第5 級別資格基準表、別表第6 初任給基準表、別表第10 給料の調整に係る適用区分表)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第35条第2項中、「100分の122.5」を「100分の120.0」に、「100分の102.5」を「100分の100.0」に改め、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(給料月額、期末手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。(別表第11 管理職手当を支給する職及び区分)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

- 2 第38条第2項中、「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、令和4年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(定年延長に伴う給料等の改正)

- 2 当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 医療業務に従事する医師
- 二 就業規則第49条の2第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 三 就業規則第49条の4第1項又は第2項の規定により勤務している職員
- 四 定年前再雇用短時間勤務職員、暫定再雇用職員及び暫定再雇用短時間勤務職員

- 4 就業規則第49条の3第2項の規定により降任をされた職員であつて、当該降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、

附則第4項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、同項及び附則第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、附則第4項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料を支給される職員に対する給与規程第35条第3項及び第38条第3項の適用については、第35条第3項及び第38条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料との合計額」とする。

9 附則第2項に規定する職員に対する第16条の規定の適用については、同条により調整される額に、100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(別表第6 初任給基準表)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。(給料月額、初任給調整手当額の改正)

2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。(期末手当の支給割合、勤勉手当の支給割合の改正)

(経過措置)

2 第35条第2項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。

第35条第6項中、「100分の117.5」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の72.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の62.5」に改める。

第38条第2項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に改める。

第38条第8項中、「100分の97.5」を「100分の107.5」に、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の117.5」を「100分の127.5」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、令和5年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。(特殊勤務手当に関する事項等について)

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	163,032	209,196	242,285	273,161	297,098	324,957	367,601	412,659	462,544
	2	164,138	210,905	243,793	274,770	299,210	327,170	370,216	415,073	465,662
	3	165,345	212,615	245,201	276,279	301,222	329,383	372,630	417,587	468,679
	4	166,451	214,124	246,609	277,888	303,133	331,394	375,044	420,001	471,696
	5	167,557	215,632	247,816	279,397	304,943	333,406	376,955	421,912	474,714
	6	168,664	217,443	249,426	281,107	306,753	335,417	379,469	424,024	477,731
	7	169,770	219,152	250,934	282,917	308,362	337,328	381,782	426,136	480,748
	8	170,876	220,862	252,342	284,727	309,972	339,239	384,297	428,348	483,866
	9	171,882	222,371	253,449	286,437	311,581	341,150	386,710	430,259	486,581
	10	173,290	223,879	254,857	288,348	313,794	343,161	389,325	432,371	489,699
	11	174,598	225,388	256,365	290,158	316,006	345,173	391,940	434,484	492,716
	12	175,905	226,897	257,673	291,969	318,018	347,184	394,555	436,394	495,834
	13	177,112	228,104	258,980	293,779	320,029	348,995	396,868	438,104	498,550
	14	178,621	229,512	260,187	295,388	322,041	351,006	399,182	439,915	500,863
	15	180,129	230,920	261,394	296,796	323,952	352,917	401,394	441,825	503,176
	16	181,739	232,328	262,601	298,204	325,863	354,828	403,708	443,736	505,489
	17	182,845	233,736	263,808	299,713	327,773	356,538	405,518	445,547	507,501
	18	184,253	235,345	265,115	301,725	329,785	358,549	407,429	447,357	508,909
	19	185,661	236,854	266,423	303,736	331,696	360,360	409,340	449,167	510,418
	20	187,069	238,262	267,730	305,546	333,607	362,271	411,150	450,877	511,826
	21	188,376	239,469	269,138	307,256	335,317	364,182	412,960	452,688	513,033
	22	190,690	241,078	270,647	309,167	337,328	366,093	414,771	454,196	514,441
	23	192,902	242,586	272,256	311,078	339,340	368,003	416,581	455,604	515,949
	24	195,115	243,994	273,765	312,888	341,250	369,914	418,392	457,113	517,458
	25	197,328	245,000	275,374	314,598	342,659	371,825	420,001	458,521	518,564
	26	199,037	246,509	277,084	316,610	344,569	373,736	421,509	459,828	519,671
	27	200,546	247,816	278,693	318,621	346,480	375,647	423,018	461,136	520,877
	28	202,055	249,023	280,302	320,532	348,391	377,558	424,527	462,343	522,084
	29	203,563	250,130	281,911	322,242	350,001	379,067	426,035	463,349	523,090
	30	204,971	251,135	283,420	324,253	351,911	380,877	427,343	464,053	523,995
	31	206,379	252,040	284,928	326,265	353,722	382,687	428,650	464,857	524,900
	32	207,787	252,946	286,437	328,276	355,532	384,297	429,857	465,561	525,806
	33	209,196	253,851	287,543	329,483	357,342	386,006	431,064	466,265	526,610
	34	210,503	254,756	289,153	331,495	359,153	387,414	432,371	467,070	527,515
	35	211,810	255,561	290,661	333,406	360,863	388,822	433,679	467,774	528,219
	36	213,118	256,365	292,170	335,417	362,572	390,231	434,886	468,377	528,722
	37	214,425	257,069	293,578	337,328	363,980	391,639	436,093	468,880	529,426
	38	215,632	258,176	295,187	339,239	365,288	392,845	436,897	469,484	530,030
	39	216,839	259,382	296,796	341,150	366,595	394,052	437,702	470,087	530,834
	40	217,946	260,489	298,406	343,061	368,003	395,058	438,507	470,691	531,438
	41	219,052	261,696	299,914	344,871	369,110	396,164	439,110	471,193	531,941
	42	220,158	262,903	301,523	346,782	370,015	397,371	439,814	471,696	
	43	221,164	264,009	303,032	348,592	371,021	398,478	440,518	472,099	
	44	222,170	265,115	304,541	350,403	372,127	399,584	441,222	472,400	
	45	223,075	266,222	306,150	351,911	372,932	400,288	442,027	472,702	
	46	223,980	267,328	307,759	353,319	373,837	400,992	442,831		
	47	224,885	268,434	309,368	354,728	374,742	401,696	443,234		
	48	225,790	269,440	310,877	356,236	375,547	402,400	443,938		
	49	226,696	270,446	311,782	357,745	376,351	403,004	444,440		
	50	227,601	271,451	313,291	358,549	377,156	403,607	444,843		
	51	228,506	272,457	314,799	359,555	377,960	404,110	445,245		
	52	229,411	273,362	316,408	360,561	378,664	404,512	445,647		
	53	230,216	274,268	318,018	361,466	379,368	404,914	446,050		
	54	231,121	275,173	319,627	362,572	380,072	405,216	446,452		
	55	232,026	276,078	321,135	363,478	380,776	405,518	446,854		

別表第1 事務職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	事務職									
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
56	232,831	276,983	322,644	364,483	381,480	405,820	447,156			
57	233,132	277,888	324,052	365,388	381,983	406,121	447,458			
58	233,937	278,793	325,259	366,093	382,587	406,423	447,860			
59	234,641	279,699	326,365	366,797	383,190	406,725	448,162			
60	235,244	280,604	327,472	367,400	383,894	407,027	448,463			
61	235,848	281,610	328,176	367,802	384,297	407,328	448,765			
62	236,552	282,615	329,081	368,406	385,001	407,630				
63	237,155	283,520	329,886	369,110	385,604	407,932				
64	237,658	284,426	330,690	369,814	386,208	408,233				
65	238,161	284,928	331,495	370,116	386,610	408,535				
66	238,664	285,633	331,897	370,820	387,213	408,837				
67	239,167	286,337	332,500	371,524	387,817	409,139				
68	239,770	287,242	333,204	372,127	388,420	409,440				
69	240,273	288,247	334,009	372,429	388,822	409,641				
70	240,776	289,052	334,713	373,032	389,325	409,943				
71	241,279	289,857	335,417	373,736	389,828	410,245				
72	241,782	290,661	336,021	374,340	390,432	410,446				
73	242,285	291,365	336,523	374,641	390,733	410,647				
74	242,788	291,868	337,127	375,245	391,136	410,949				
75	243,190	292,270	337,630	375,949	391,538	411,251				
76	243,693	292,673	338,233	376,552	391,940	411,452				
77	244,196	292,874	338,535	376,955	392,242	411,653				
78	244,698	293,176	339,038	377,457	392,544	411,955				
79	245,201	293,377	339,440	378,061	392,845	412,256				
80	245,704	293,679	339,842	378,564	393,047	412,458				
81	246,107	293,880	340,245	379,067	393,248	412,659				
82	246,609	294,081	340,748	379,670	393,549	412,960				
83	247,012	294,383	341,250	380,173	393,851	413,262				
84	247,414	294,584	341,753	380,475	394,052	413,463				
85	247,816	294,885	342,055	380,877	394,254	413,664				
86	248,219	295,187	342,457	381,380	394,555					
87	248,621	295,489	342,960	381,782	394,857					
88	249,023	295,791	343,363	382,185	395,058					
89	249,426	296,092	343,664	382,587	395,259					
90	249,928	296,495	344,067	383,090	395,561					
91	250,230	296,796	344,569	383,492	395,863					
92	250,532	297,199	344,972	383,894	396,064					
93	250,834	297,400	345,173	384,196	396,265					
94		297,601	345,575							
95		297,903	346,078							
96		298,305	346,480							
97		298,506	346,682							
98		298,808	347,084							
99		299,210	347,486							
100		299,612	347,788							
101		299,814	348,090							
102		300,115	348,492							
103		300,518	348,894							
104		300,819	349,296							
105		301,020	349,799							
106		301,322	350,202							
107		301,725	350,604							
108		302,026	351,006							
109		302,227	351,509							

別表第1 事務職給料表

職員の区分	事務職										
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
	110		302,630	351,911							
	111		303,032	352,213							
	112		303,334	352,515							
	113		303,535	353,018							
	114		303,736								
	115		304,038								
	116		304,440								
	117		304,641								
	118		304,842								
	119		305,144								
	120		305,446								
	121		305,848								
	122		306,049								
	123		306,351								
	124		306,653								
	125		306,954								
	定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 189,785	基準給料月額 217,443	基準給料月額 257,673	基準給料月額 277,184	基準給料月額 292,371	基準給料月額 318,018	基準給料月額 360,058	基準給料月額 393,449	基準給料月額 444,943

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(1)				
	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400

別表第2のア 医療職給料表(1)

職員の区分	医療職(1)				
	職務の級	1級	2級	3級	4級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
95		487,100			
96		487,600			
97		488,100			
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 297,300	基準給料月額 339,700	基準給料月額 394,300	基準給料月額 467,400

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	168,161	203,966	237,457	260,288	289,052	332,299	375,547
	2	169,569	205,575	238,765	261,394	290,862	334,311	378,162
	3	170,977	207,083	240,072	262,601	292,874	336,222	380,776
	4	172,385	208,491	241,279	263,707	294,785	338,133	383,391
	5	173,693	210,000	242,486	264,914	296,595	339,943	385,705
	6	175,503	211,207	243,693	266,121	298,607	341,955	388,420
	7	177,213	212,414	244,799	267,227	300,417	343,966	391,035
	8	178,822	213,621	245,905	268,233	302,328	345,978	393,751
	9	180,431	215,029	246,811	269,339	304,138	347,788	395,863
	10	182,141	216,537	247,917	270,043	305,748	349,900	398,075
	11	183,750	218,046	249,224	270,747	307,256	351,911	400,288
	12	185,661	219,555	250,331	271,552	308,865	353,923	402,501
	13	187,069	220,963	251,638	272,558	310,575	355,432	404,512
	14	188,879	222,471	252,845	273,564	312,486	357,443	406,524
	15	190,891	223,980	254,052	274,569	314,498	359,354	408,535
	16	192,701	225,489	255,259	275,676	316,308	361,365	410,547
	17	194,612	226,796	256,063	276,882	318,118	363,176	412,357
	18	195,819	228,104	257,270	278,391	320,029	365,187	414,268
	19	197,328	229,512	258,377	280,000	321,940	367,199	416,179
	20	198,736	230,819	259,483	281,610	323,750	369,110	417,989
	21	199,943	231,925	260,690	283,118	325,561	370,820	419,800
	22	201,451	233,032	261,495	284,727	327,472	372,831	421,409
	23	202,859	234,138	262,299	286,337	329,282	374,843	423,018
	24	204,167	235,244	263,104	287,946	331,193	376,854	424,527
	25	205,776	236,351	264,009	289,555	332,903	378,262	426,035
	26	206,782	237,558	265,015	291,064	334,814	380,072	427,343
	27	207,888	238,765	266,020	292,572	336,725	381,883	428,650
	28	208,994	239,871	267,026	294,181	338,535	383,593	429,958
	29	210,201	240,877	268,233	295,489	339,842	385,302	431,265
	30	211,308	242,184	269,742	296,997	341,653	386,811	432,472
	31	212,414	243,592	271,250	298,506	343,363	388,320	433,679
	32	213,520	244,799	272,558	300,015	345,173	389,828	434,785
	33	214,928	245,805	273,765	301,523	346,883	391,136	435,992
	34	216,236	247,112	275,374	303,133	348,693	392,443	437,199
	35	217,543	248,017	276,882	304,742	350,503	393,751	438,406
	36	218,750	249,224	278,391	306,351	352,314	394,857	439,613
	37	219,756	250,431	279,699	307,658	353,923	395,963	440,920
	38	220,762	251,538	281,107	309,268	355,633	397,070	441,725
	39	221,767	252,543	282,414	310,776	357,242	398,176	442,127
	40	222,773	253,549	283,722	312,285	358,851	399,282	442,831
	41	223,678	254,454	284,828	313,894	360,058	400,087	443,334
	42	224,483	255,259	286,236	315,503	361,164	400,891	443,736
	43	225,288	256,063	287,644	317,112	362,371	401,696	444,139
	44	226,193	256,868	288,951	318,621	363,578	402,501	444,541
	45	227,098	257,673	290,259	319,526	364,584	402,903	444,943
	46	228,003	258,880	291,868	320,934	365,388	403,506	445,346
	47	228,908	260,086	293,377	322,443	366,394	404,009	445,748
	48	229,813	261,193	294,785	324,052	367,501	404,412	446,050
	49	230,517	262,500	295,992	325,460	368,506	404,814	446,351
	50	231,423	263,808	297,500	326,768	369,512	405,116	446,754
	51	232,328	264,914	298,808	327,975	370,518	405,417	447,055
	52	233,132	265,920	300,316	329,181	371,423	405,719	447,357
	53	233,434	266,926	301,624	330,187	372,228	406,021	447,659
	54	234,239	268,032	303,032	331,193	373,032	406,323	
	55	234,842	269,138	304,440	332,199	373,937	406,624	

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(2)							
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	235,546	270,245	305,748	333,104	374,742	406,926	
	57	236,150	270,949	306,753	333,607	375,245	407,228	
	58	236,753	272,055	307,960	334,512	376,049	407,529	
	59	237,256	273,161	309,167	335,317	376,854	407,831	
	60	237,759	274,066	310,575	336,222	377,659	408,233	
	61	238,362	274,871	311,883	336,926	378,061	408,435	
	62	238,865	275,877	313,089	337,227	378,765	408,736	
	63	239,368	276,782	314,296	337,730	379,469	409,038	
	64	239,971	277,687	315,503	338,334	380,072	409,340	
	65	240,474	278,492	316,811	338,937	380,475	409,541	
	66	240,977	279,497	317,615	339,641	381,078		
	67	241,581	280,403	318,319	340,345	381,782		
	68	242,084	281,308	319,023	340,949	382,386		
	69	242,586	282,213	319,627	341,653	382,788		
	70	243,089	283,219	320,331	342,156	383,291		
	71	243,492	284,325	321,035	342,759	383,794		
	72	243,994	285,331	321,638	343,363	384,297		
	73	244,497	285,934	322,242	343,664	384,900		
	74	245,000	286,437	322,443	344,268	385,403		
	75	245,503	286,940	322,946	344,771	386,006		
	76	246,006	287,745	323,449	345,273	386,610		
	77	246,308	288,549	324,052	345,776	387,113		
	78	246,609	289,153	324,555	346,279	387,616		
	79	246,911	289,756	325,058	346,782	388,118		
	80	247,112	290,259	325,460	347,184	388,621		
	81	247,313	290,762	326,064	347,486	388,923		
	82	247,615	291,265	326,567	347,788	389,426		
	83	247,917	291,667	326,969	348,190	389,828		
	84	248,118	291,969	327,472	348,492	390,231		
	85	248,319	292,170	327,975	348,995	390,633		
	86		292,371	328,377	349,296			
	87		292,572	328,578	349,598			
	88		292,773	328,880	349,900			
	89		293,176	329,282	350,302			
	90		293,377	329,684	350,604			
	91		293,578	330,087	351,006			
	92		293,779	330,489	351,308			
	93		294,181	330,791	351,710			
	94		294,383	330,992	352,012			
	95		294,584	331,394	352,314			
	96		294,885	331,696	352,615			
	97		295,187	331,897	352,917			
	98		295,388	332,199	353,319			
	99		295,589	332,500	353,722			
	100		295,891	332,802	354,124			
	101		296,193	333,003	354,627			
	102		296,394	333,305	355,029			
	103		296,595	333,707	355,432			
	104		296,897	333,909	355,834			
	105		297,199	334,110	356,337			
	106			334,311				
	107			334,713				
	108			334,914				
	109			335,115				

別表第2のイ 医療職給料表(2)

職員の区分	医療職(2)							
	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110			335,518				
	111			335,920				
	112			336,322				
	113			336,523				
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 190,790	基準給料月額 217,543	基準給料月額 245,905	基準給料月額 259,382	基準給料月額 284,727	基準給料月額 325,762	基準給料月額 368,305

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	184,555	212,213	255,058	273,966	295,489
	2	185,963	214,124	256,466	274,871	296,997
	3	187,471	216,135	257,974	275,676	298,607
	4	188,879	218,046	259,382	276,480	300,216
	5	190,388	220,058	260,589	276,983	301,523
	6	191,897	221,868	261,394	277,888	303,233
	7	193,405	223,678	262,199	278,592	304,842
	8	194,914	225,388	262,903	279,497	306,452
	9	196,121	227,098	263,607	280,403	308,061
	10	197,831	228,506	264,311	281,006	309,469
	11	199,440	229,813	265,115	281,911	310,676
	12	200,948	230,719	265,819	282,816	311,983
	13	202,356	232,127	266,624	283,722	313,190
	14	204,368	233,132	267,529	284,627	314,799
	15	206,480	234,138	268,334	285,532	316,408
	16	208,491	235,043	269,239	286,437	318,018
	17	210,503	236,150	269,742	287,443	319,526
	18	212,514	237,558	270,546	288,449	321,035
	19	214,627	238,966	271,351	289,454	322,544
	20	216,638	240,072	272,155	290,561	323,952
	21	218,549	241,178	272,859	291,868	325,360
	22	220,259	242,788	273,564	293,276	326,768
	23	221,969	244,497	274,268	294,483	328,276
	24	223,678	245,905	275,072	295,690	329,684
	25	224,986	247,112	275,877	296,796	331,092
	26	226,293	248,420	276,581	298,204	332,500
	27	227,400	249,828	277,385	299,612	333,909
	28	228,405	251,135	278,190	301,020	335,317
	29	229,512	252,543	279,196	302,026	336,423
	30	230,316	253,549	280,302	303,334	337,932
	31	231,121	254,354	281,710	304,641	339,340
	32	231,825	255,058	282,917	305,848	340,848
	33	232,931	255,862	284,124	307,055	342,357
	34	234,138	256,767	285,431	308,463	343,865
	35	235,244	257,673	286,538	309,871	345,374
	36	236,250	258,377	287,745	311,279	346,883
	37	237,256	259,081	289,153	312,587	348,492
	38	238,563	259,986	290,259	313,894	350,101
	39	239,871	260,891	291,365	315,302	351,610
	40	241,078	261,796	292,371	316,710	353,118
	41	241,882	262,199	293,377	318,219	354,325
	42	242,888	263,003	294,584	319,627	355,834
	43	243,894	263,808	295,791	321,035	357,342
	44	244,900	264,512	296,997	322,342	358,751
	45	245,905	265,216	298,104	323,147	360,159
	46	246,911	265,920	299,411	324,555	361,164
	47	247,816	266,624	300,719	325,963	362,572
	48	248,621	267,328	301,926	327,472	363,880
	49	249,426	268,032	303,032	328,578	365,187
	50	250,331	268,836	304,239	329,886	366,595
	51	251,236	269,541	305,446	331,193	367,903
	52	252,040	270,446	306,753	332,500	369,210
	53	252,644	271,351	308,161	333,808	370,719
	54	253,549	272,457	309,469	335,115	371,926
	55	254,454	273,564	310,776	336,423	373,032

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	255,259	274,770	311,983	337,730	374,239
	57	255,963	275,977	312,788	338,636	375,345
	58	256,868	277,385	313,995	339,943	376,251
	59	257,472	278,693	315,202	341,150	377,256
	60	258,276	280,000	316,610	342,457	378,162
	61	258,980	281,207	317,716	343,463	378,765
	62	259,684	282,414	319,023	344,368	379,570
	63	260,388	283,520	320,230	345,475	380,374
	64	261,092	284,627	321,437	346,682	381,179
	65	261,696	285,633	322,644	347,788	381,883
	66	262,400	286,839	323,952	348,995	382,587
	67	263,003	288,046	325,158	350,202	383,391
	68	263,607	289,052	326,365	351,207	384,095
	69	264,210	290,058	327,069	352,213	384,699
	70	264,813	291,466	328,176	353,219	385,302
	71	265,618	292,773	329,282	354,325	386,006
	72	266,423	293,980	330,187	355,432	386,610
	73	267,630	294,986	331,294	356,236	387,314
	74	268,736	296,293	331,998	357,342	387,817
	75	269,742	297,500	333,104	358,449	388,420
	76	270,747	298,707	334,210	359,455	388,923
	77	271,653	300,015	335,317	360,159	389,325
	78	272,558	301,222	336,523	360,963	389,929
	79	273,463	302,429	337,630	361,768	390,432
	80	274,368	303,635	338,736	362,472	390,733
	81	275,173	304,138	339,842	363,075	391,035
	82	276,078	305,345	340,949	363,578	391,538
	83	276,983	306,452	341,955	364,182	391,940
	84	277,587	307,558	343,061	364,684	392,242
	85	278,291	308,664	343,966	365,288	392,544
	86	278,995	309,871	344,972	365,791	393,047
	87	279,699	311,078	345,877	366,394	393,549
	88	280,403	312,184	346,883	366,897	393,952
	89	281,207	313,291	347,788	367,299	394,254
	90	282,012	314,498	348,592	367,702	394,656
	91	282,816	315,704	349,397	368,305	395,159
	92	283,621	316,811	350,202	368,808	395,561
	93	284,426	317,615	350,805	369,110	395,963
	94	285,431	318,319	351,409	369,613	
	95	286,337	319,023	352,113	370,015	
	96	287,242	319,627	352,716	370,317	
	97	287,845	320,130	353,118	370,920	
	98	288,449	320,431	353,521	371,423	
	99	289,052	321,035	354,024	371,926	
	100	289,957	321,638	354,426	372,429	
	101	290,762	322,041	354,929	373,032	
	102	291,566	322,644	355,331	373,535	
	103	292,371	323,248	355,834	374,038	
	104	293,176	323,750	356,236	374,440	
	105	293,779	324,153	356,538	375,044	
	106	294,282	324,656	357,041	375,547	
	107	294,785	325,158	357,443	376,049	
	108	295,187	325,661	357,745	376,552	
	109	295,388	326,064	358,248	377,156	

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	110	295,690	326,466	358,751	377,558	
	111	295,891	326,768	359,253	378,061	
	112	296,193	327,069	359,756	378,564	
	113	296,495	327,371	360,259	379,167	
	114	296,696	327,773	360,762		
	115	296,997	328,176	361,265		
	116	297,199	328,477	361,667		
	117	297,500	328,679	362,070		
	118	297,802	328,980	362,472		
	119	298,104	329,383	362,975		
	120	298,406	329,584	363,478		
	121	298,707	329,785	363,880		
	122	299,110	330,087	364,383		
	123	299,411	330,388	364,886		
	124	299,814	330,690	365,388		
	125	300,015	330,891	365,690		
	126	300,216	331,193			
	127	300,518	331,595			
	128	300,920	331,796			
	129	301,121	331,998			
	130	301,423	332,199			
	131	301,825	332,601			
	132	302,227	332,802			
	133	302,429	333,104			
	134	302,730	333,506			
	135	303,133	333,909			
	136	303,434	334,311			
	137	303,635	334,613			
	138	303,937	335,015			
	139	304,339	335,417			
	140	304,641	335,819			
	141	304,842	336,121			
	142	305,245	336,523			
	143	305,647	336,825			
	144	305,949	337,227			
	145	306,150	337,529			
	146	306,351	337,932			
	147	306,653	338,334			
	148	307,055	338,736			
	149	307,256	339,038			
	150	307,457	339,440			
	151	307,759	339,842			
	152	308,061	340,245			
	153	308,463	340,546			
	154	308,664				
	155	308,865				
	156	309,167				
	157	309,469				
	158	309,771				
	159	310,072				
	160	310,374				
	161	310,776				
	162	311,078				
	163	311,380				
	164	311,681				

別表第2のウ 医療職給料表(3)

職員の区分	医療職(3)					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	165	312,084				
	166	312,385				
	167	312,687				
	168	312,989				
	169	313,391				
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額 237,457	基準給料月額 257,874	基準給料月額 265,115	基準給料月額 275,374	基準給料月額 291,768

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	147,945	201,351	221,164	261,696	287,141
	2	148,951	202,356	222,270	262,903	288,951
	3	149,957	203,362	223,175	263,908	290,561
	4	150,963	204,167	224,081	265,015	292,170
	5	152,069	204,871	225,086	265,719	293,779
	6	153,175	206,379	226,394	266,724	295,087
	7	154,282	207,687	227,601	267,630	296,193
	8	155,287	208,793	228,707	268,535	297,400
	9	156,192	210,101	230,015	269,138	298,607
	10	157,299	210,805	231,624	269,842	300,316
	11	158,405	211,609	233,132	270,647	302,026
	12	159,511	212,313	234,339	271,451	303,535
	13	160,417	213,420	235,446	272,256	304,842
	14	161,523	214,325	236,652	273,061	306,351
	15	162,730	215,230	237,859	273,865	307,759
	16	163,836	216,035	238,765	274,670	309,066
	17	164,943	216,940	239,368	275,374	310,575
	18	166,351	217,946	239,770	276,380	312,084
	19	167,658	218,851	240,173	277,285	313,693
	20	168,865	219,756	240,675	278,089	315,302
	21	169,971	220,460	241,178	278,995	316,308
	22	171,178	221,265	242,486	279,598	317,716
	23	172,385	222,069	243,693	280,302	319,023
	24	173,592	222,673	244,598	281,006	320,331
	25	174,698	223,377	245,704	281,509	321,437
	26	176,207	223,879	246,911	282,213	322,845
	27	177,716	224,282	248,118	283,018	324,253
	28	179,224	224,785	249,325	283,722	325,661
	29	180,632	225,388	250,130	284,526	327,170
	30	182,040	226,394	251,236	285,431	328,377
	31	183,549	227,299	252,443	286,236	329,684
	32	185,058	227,902	253,549	287,041	330,891
	33	186,466	228,405	254,655	287,745	331,897
	34	188,175	229,411	255,561	288,650	332,802
	35	189,885	230,417	256,466	289,555	333,909
	36	191,595	231,423	257,472	290,460	335,015
	37	193,305	231,925	258,477	291,064	336,121
	38	194,411	233,032	259,282	291,868	337,127
	39	195,819	234,138	260,086	292,673	338,133
	40	196,925	235,144	260,992	293,477	339,138
	41	197,931	235,848	261,897	294,081	340,044
	42	199,339	236,854	262,802	295,087	340,949
	43	200,546	237,759	263,707	296,092	341,854
	44	201,753	238,563	264,713	296,997	342,759
	45	203,262	239,368	265,316	297,702	343,664
	46	204,267	240,173	266,222	298,607	344,670
	47	205,173	240,877	267,227	299,512	345,676
	48	206,279	241,480	268,132	300,316	346,581
	49	207,385	242,084	269,138	300,920	347,486
	50	208,391	242,989	269,943	301,523	348,391
	51	209,296	243,894	270,747	302,127	349,296
	52	210,302	244,698	271,451	302,831	350,101
	53	211,408	245,604	272,055	303,434	350,906
	54	212,414	246,509	272,859	304,239	351,710
	55	213,319	247,112	273,664	304,943	352,515

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	技能職					
	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56	214,224	247,816	274,469	305,647	353,219
	57	215,129	248,621	275,072	306,250	353,923
	58	215,733	249,325	275,977	306,954	354,728
	59	216,437	250,029	276,882	307,658	355,532
	60	217,242	250,632	277,788	308,262	356,136
	61	218,046	251,236	278,693	308,865	356,840
	62	218,549	252,040	279,699	309,569	357,544
	63	219,052	252,845	280,503	310,273	358,248
	64	219,555	253,449	281,408	310,877	358,952
	65	220,058	254,052	282,213	311,380	359,555
	66	220,661	254,555	283,018	311,883	360,058
	67	221,265	254,957	283,822	312,486	360,561
	68	221,767	255,359	284,526	313,089	361,064
	69	222,069	256,063	285,130	313,693	361,466
	70	222,371	256,566	285,934	314,095	
	71	222,673	256,969	286,739	314,598	
	72	222,974	257,270	287,443	315,101	
	73	223,175	257,472	288,147	315,403	
	74	223,578	257,773	288,851	315,906	
	75	223,879	258,176	289,555	316,408	
	76	224,282	258,578	290,360	316,811	
	77	224,483	258,880	290,862	317,012	
	78	224,986	259,282	291,365	317,314	
	79	225,288	259,684	291,768	317,615	
	80	225,589	260,086	292,170	317,917	
	81	225,891	260,388	292,572	318,219	
	82	226,193	260,690	292,974	318,521	
	83	226,494	260,992	293,477	318,822	
	84	226,796	261,193	293,980	319,124	
	85	227,098	261,394	294,282	319,325	
	86	227,400	261,595	294,785	319,727	
	87	227,701	261,897	295,388	320,029	
	88	228,003	262,199	295,891	320,230	
	89	228,305	262,400	296,193	320,431	
	90	228,707	262,601	296,696	320,733	
	91	229,009	262,903	297,199	321,035	
	92	229,311	263,104	297,500	321,337	
	93	229,512	263,405	297,903	321,538	
	94	229,813	263,707	298,406	321,840	
	95	230,115	264,009	298,908	322,141	
	96	230,417	264,210	299,411	322,342	
	97	230,618	264,411	299,713	322,544	
	98	230,920	264,713	300,115	322,845	
	99	231,121	264,914	300,618	323,147	
	100	231,423	265,216	301,121	323,348	
	101	231,724	265,518	301,523	323,549	
	102	231,925	265,719	301,926		
	103	232,227	266,020	302,227		
	104	232,529	266,322	302,529		
	105	232,831	266,523	302,831		
	106	233,334	266,724	303,233		
	107	233,635	267,026	303,635		
	108	233,937	267,227	304,038		
	109	234,138	267,529	304,339		

別表第3 技能職給料表

職員の区分 定年前再雇 用短時間勤 務職員以外 の職員	技能職					
	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	110	234,540	267,831	304,742		
	111	234,943	268,132	305,144		
	112	235,244	268,334	305,446		
	113	235,446	268,535	305,647		
	114	235,948	268,836	305,949		
	115	236,451	269,038	306,250		
	116	236,954	269,239	306,452		
	117	237,256	269,541	306,653		
	118	237,658	269,842	306,954		
	119	238,061	270,144	307,256		
	120	238,362	270,446	307,457		
	121	238,765	270,647	307,658		
	122		270,848	307,960		
	123		271,150	308,262		
	124		271,451	308,463		
	125		271,653	308,664		
	126		271,854	308,966		
	127		272,155	309,268		
	128		272,457	309,469		
	129		272,658	309,670		
	130		272,859	309,972		
	131		273,161	310,273		
	132		273,463	310,475		
	133		273,664	310,676		
	134		273,865			
	135		274,167			
	136		274,469			
	137		274,670			
定年前再雇 用短時間勤 務職員		基準給料月額 195,718	基準給料月額 206,882	基準給料月額 225,489	基準給料月額 246,408	基準給料月額 277,285

別表第4 級別標準職務表

(1) 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	困難な業務を行う主事又は技師の職務
3級	1 主任の職務 2 主査の職務
4級	1 副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5級	1 主幹の職務 2 困難な業務を行う副主幹の職務
6級	1 困難な業務を行う主幹 2 本部課長の職務 3 本部次長の職務 4 事務部長

(2) 医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務 2 科長の職務 3 部長の職務
3級	1 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長、部長の職務 2 センター長、副センター長の職務
4級	1 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

(3) 医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 言語聴覚士の職務 6 歯科技工士の職務 7 臨床工学技士の職務

2 級	1 薬剤師の職務 2 公認心理師の職務 3 1 級に掲げる職務で困難な業務を行う職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う薬剤師の職務 4 困難な業務を行う公認心理師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 副主幹の職務 2 科長補佐の職務 3 主幹の職務 4 特に困難な業務を行う主査の職務

(4) 医療職給料表(3)級別標準職務

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	看護師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主査の職務 3 困難な業務を行う看護師の職務 4 特に困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 困難な業務を行う主任の職務 2 困難な業務を行う主査の職務
5 級	1 看護部長、看護部次長、看護師長、 1 副主幹の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務 3 4 級に掲げる職務で特に高度な知識経験に基づき困難な業務を行う職務 4 総看護部長、副総看護部長の職務

(5) 技能職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第5 級別資格基準表

(1) 事務職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級				
			1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2
			0	3	7	11	13
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2
			0	6	10	14	16
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2
			0	8	12	16	18
その他		中学卒		9	4	4	2
			3	12	16	20	22

備考 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。以下同じ。

(2) 医療職給料表(1)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級	
		1級	2級
医師 歯科医師	大学6卒		4
		0	4

備考 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(3) 医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 公認心理師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
栄養士 衛生検査技師	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
診療放射線技師	大学卒			5	3	2
		0		5	8	10
臨床検査技師 理学療法士	短大3卒		1	5	3	2
		0	1	6	9	11

作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士						
歯科衛生士	短大卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
	高校専 攻科卒		4	5	3	2
		0	4	9	12	14
その他	短大卒		2.5	5	3	2
		0	2.5	8	11	13
	高校卒		5	5	3	2
		0	6	11	14	16
	中学卒		5	5	3	2
		4	10	15	18	20

備考 薬剤師、公認心理師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(4) 医療職給料表(3)級別資格基準表

職種	学歴免許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
看護師	大学卒			5	5	2
		0	5	10	12	
	短大卒			7	5	2
		0	7	12	14	
准看護師	准看護師 養成所卒		7	7	8	
		0	7	14	22	

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法(以下「旧保健婦助産婦看護婦法」という。)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。
- 2 この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以

後のものとする。ただし、理事長が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

(5) 技能職給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
高校卒		5	3	6	2
	0	5	8	14	16

別表第6 初任給基準表

(1) 事務職給料表初任給基準表

試 験		学 歴 免 許 等	初 任 給
正規の試験	大学卒業程度		1 級 29 号 給
	短大卒業程度		1 級 19 号 給
	高校卒業程度		1 級 9 号 給
そ の 他		高 校 卒	1 級 5 号 給

(2) 医療職給料表(1)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 6 卒	1 級 17 号 給

(3) 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	2 級 19 号 給
	大 学 4 卒	2 級 5 号 給
公 認 心 理 師	修 士 課 程 修 了	2 級 13 号 給
	大 学 卒	2 級 5 号 給
栄 養 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給
診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 3 卒	1 級 21 号 給
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2 級 5 号 給
	短 大 卒	1 級 15 号 給

(4) 医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
看 護 師	大 学 卒	2 級 15 号 給
	短 大 3 卒	2 級 9 号 給
	短 大 2 卒	2 級 5 号 給
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 5 号 給

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当したもので、看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

(5) 技能職給料表初任給基準表

学 歴 免 許 等	初 任 給
高 校 卒	1 級 21 号 給

別表第7 学歴免許等資格区分表

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校又は特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、旧保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第8 修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程 修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程 修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻 科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3年	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻 科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第9 昇格時号給対応表

(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15
43	11	27	27	35	35	26	28	15
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	28	16
46	14	30	30	38	38	27	28	
47	15	31	31	39	39	28	28	
48	16	32	32	40	40	28	29	
49	17	33	33	41	41	29	29	
50	18	34	34	42	41	29	29	
51	19	35	35	43	42	29	29	
52	20	36	36	44	42	29	29	
53	21	37	37	45	43	30	30	
54	22	38	38	46	43	30	30	
55	23	39	39	47	44	30	30	
56	24	40	40	48	44	30	30	
57	25	41	41	49	45	31	30	

別表第9 昇格時号給対応表

(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
58	25	41	42	50	45	31	31	
59	26	42	43	51	46	31	31	
60	26	42	44	52	46	31	31	
61	27	43	45	53	47	31	31	
62	27	43	45	54	47	31		
63	28	44	45	55	48	31		
64	28	44	46	56	48	31		
65	29	45	46	57	49	31		
66	29	45	46	58	49	31		
67	30	46	47	59	50	31		
68	30	46	47	60	50	32		
69	31	47	47	61	50	32		
70	31	47	48	62	50	32		
71	32	48	48	63	50	32		
72	32	48	48	64	50	32		
73	33	49	49	65	50	32		
74	33	49	49	66	50	32		
75	34	49	49	67	50	32		
76	34	49	50	68	50	32		
77	35	50	50	68	51	32		
78	35	50	50	68	51	32		
79	36	50	51	68	51	32		
80	36	50	51	68	51	32		
81	37	51	51	69	51	33		
82	38	51	52	69	51	33		
83	39	51	52	69	51	34		
84	40	51	52	69	51	34		
85	41	52	53	69	51	35		
86	41	52	53	70	51			
87	42	52	53	70	51			
88	42	52	53	70	51			
89	43	53	54	71	52			
90	43	53	54	72	52			
91	44	53	54	73	52			
92	44	53	54	74	52			
93	45	53	55	75	53			
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	55					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	56					
102		55	56					
103		55	57					
104		56	57					
105		56	57					
106		56	57					
107		56	57					
108		56	58					
109		56	58					
110		57	58					
111		57	58					
112		57	58					
113		57	59					
114		57						

別表第9 昇格時号給対応表
(1) 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
115		57						
116		58						
117		58						
118		58						
119		58						
120		58						
121		58						
122		59						
123		59						
124		59						
125		59						

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	28	33	25
50	28	34	26
51	29	35	27
52	29	36	28
53	29	37	29
54	30	37	30
55	30	38	31
56	30	38	32

(2) 医療職給料表 (1) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
57	31	39	33
58	31	39	34
59	31	40	35
60	32	40	36
61	32	41	37
62	32	41	37
63	33	42	38
64	33	42	38
65	33	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	42
74		46	42
75		47	43
76		47	43
77		47	43
78		48	43
79		48	44
80		48	44
81		48	44
82		48	44
83		49	45
84		49	45
85		49	45
86		49	45
87		49	46
88		50	46
89		50	47
90		50	
91		50	
92		50	
93		51	
94		51	
95		51	
96		51	
97		51	

(3) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	25
49	29	33	37	33	33	25
50	29	34	38	33	33	25
51	30	35	39	34	34	26
52	30	36	40	34	34	26
53	31	37	41	35	35	26
54	31	38	42	35	35	26
55	32	39	43	36	36	26
56	32	40	44	36	36	26
57	33	41	45	37	37	27

(3) 医療職給料表 (2) 昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
58	34	42	46	38	37	27
59	35	43	47	39	37	27
60	36	44	48	40	38	27
61	37	45	49	41	38	27
62	37	46	50	41	38	27
63	38	47	51	41	39	28
64	38	48	52	42	39	28
65	39	49	53	42	39	28
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	40	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	41	
72	42	54	60	44	41	
73	43	55	61	45	41	
74	43	55	61	45	42	
75	44	56	62	45	42	
76	44	56	62	45	42	
77	45	57	63	46	42	
78	45	57	63	46	43	
79	46	58	64	46	43	
80	46	58	64	46	43	
81	47	59	65	47	43	
82	47	59	65	47	44	
83	48	60	66	47	44	
84	48	60	66	47	44	
85	49	61	67	48	44	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	48		
90		61	70	48		
91		61	71	49		
92		62	72	49		
93		62	73	49		
94		62	73	49		
95		62	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	50		
98		62	74	50		
99		63	74	50		
100		63	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	51		
104		63	74	51		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	68	
98	77	74	85	68	
99	78	75	86	69	
100	78	76	86	69	
101	79	77	87	69	
102	79	78	87	69	
103	80	79	88	70	
104	80	80	88	70	
105	81	81	89	70	
106	81	81	90	70	
107	81	81	91	71	
108	82	82	92	71	
109	82	82	92	71	
110	82	82	92	71	
111	83	83	93	72	
112	83	83	93	72	
113	83	83	93	73	
114	84	84	94		
115	84	84	94		
116	84	84	94		
117	85	85	95		

(4) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
118	85	85	95		
119	85	85	95		
120	85	86	96		
121	86	86	96		
122	86	86	96		
123	86	87	97		
124	86	87	97		
125	87	87	97		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	91			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	92			
142	92	92			
143	92	93			
144	92	93			
145	93	93			
146	93	93			
147	93	94			
148	93	94			
149	94	94			
150	94	94			
151	94	95			
152	94	95			
153	95	95			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	29
60	24	48	32	30
61	25	49	33	30
62	26	49	34	30
63	27	50	35	31
64	28	50	36	31
65	29	51	37	31
66	30	51	38	32
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37
83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	57	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	58	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	59	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	

(5) 技能職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
114	60	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	
126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示

別表第10

給料の調整に係る適用区分表

勤務箇所	職 員		調整数
医療療育センター	1	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及保育士で常時児童と起居を共にする職員	3
	2	診療放射線技師	
	3	センター長、児童指導員、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び保育士（児童福祉法に定める知的障害児通園施設及び肢体不自由児通園施設に従事することを本務とする職員を除く。）で1に掲げる者以外の者	2
	4	看護師及び准看護師で常時児童と起居を共にする職員	
	5	病理細菌技術者（臨床検査技師）	
	6	看護師及び准看護師で4に掲げる者以外の者	1
	7	心理判定指導員	
	8	社会福祉士	
	9	保育士で1及び3に掲げる者以外の者	
	10	公認心理師	

別表第10の2

調整基本額表

1 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

2 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,600円

3 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

4 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

5 技能職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第11 管理職手当を支給する職及び区分

組織	職	区分
センター	センター長	二種
	副センター長	三種
	科長（診療部）	四種
	看護部長	五種
	看護部次長 上席主幹	六種
	看護師長	七種
経営統括本部	次長	三種
	課長	四種

別表第11の2 管理職手当の支給額

1 事務職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
7級	三種	70,800円
6級	三種	66,500円
	四種	58,200円
	五種	49,900円
	六種	41,600円
	七種	33,200円
5級	四種	55,500円
	五種	47,600円
	六種	39,700円
	七種	31,700円
4級	五種	44,400円
	六種	37,000円
	七種	29,600円

2 医療職給料表(1)

職務の級	区分	管理職手当の額
4級	一種	137,700円
	二種	110,100円
	三種	99,100円
3級	二種	102,800円
	三種	92,500円
	四種	82,200円

2 級	四種	76,400円
-----	----	---------

3 医療職給料表(2)

職務の級	区分	管理職手当の額
7 級	三級	78,800円
6 級	四種	66,500円
5 級	四種	62,800円
	五種	55,000円
	六種	47,100円
	七種	39,300円
4 級	五種	41,800円

4 医療職給料表(3)

職務の級	区分	管理職手当の額
6 級	四種	69,300円
5 級	五種	55,300円
	六種	47,400円
	七種	39,500円

別表第12 初任給調整手当

期間の区分	支給額
	円
1年未満	309,200
1年以上2年未満	309,200
2年以上3年未満	309,200
3年以上4年未満	309,200
4年以上5年未満	309,200
5年以上6年未満	309,200
6年以上7年未満	309,200
7年以上8年未満	309,200
8年以上9年未満	309,200
9年以上10年未満	309,200
10年以上11年未満	309,200
11年以上12年未満	309,200
12年以上13年未満	309,200
13年以上14年未満	309,200
14年以上15年未満	309,200
15年以上16年未満	309,200
16年以上17年未満	305,900
17年以上18年未満	302,600
18年以上19年未満	299,300
19年以上20年未満	296,000
20年以上21年未満	292,700
21年以上22年未満	279,700
22年以上23年未満	265,700
23年以上24年未満	252,200
24年以上25年未満	238,300
25年以上26年未満	224,600
26年以上27年未満	207,000
27年以上28年未満	189,900
28年以上29年未満	172,600
29年以上30年未満	155,000
30年以上31年未満	137,000

31年以上32年未満	118,700
32年以上33年未満	100,800
33年以上34年未満	76,200
34年以上35年未満	51,900
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

別表第13

自動車等使用者の通勤手当の月額

片道の使用距離	通勤手当の月額	
	自動車(自動二輪車を除く。)	自動車(自動二輪車を除く。) 以外の交通の用具
4キロメートル未満	円 2,000	円 2,000
4キロメートル以上6キロメートル未満	3,100	3,100
6キロメートル以上8キロメートル未満	4,300	4,200
8キロメートル以上10キロメートル未満	5,500	5,500
10キロメートル以上12キロメートル未満	6,800	6,800
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,000	8,000
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,100	9,100
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,100	10,100
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,100	11,100
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,000	12,000
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,100	
24キロメートル以上26キロメートル未満	14,300	14,300
26キロメートル以上28キロメートル未満	15,400	
28キロメートル以上30キロメートル未満	16,600	16,600
30キロメートル以上32キロメートル未満	17,700	
32キロメートル以上34キロメートル未満	18,900	
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,000	20,000
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,100	
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,300	

40キロメートル以上42キロメートル未満	23,400	23,400
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,600	
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,700	
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,800	
48キロメートル以上50キロメートル未満	28,000	
50キロメートル以上52キロメートル未満	29,100	
52キロメートル以上54キロメートル未満	30,300	
54キロメートル以上56キロメートル未満	31,400	
56キロメートル以上58キロメートル未満	32,600	
58キロメートル以上60キロメートル未満	33,700	
60キロメートル以上62キロメートル未満	34,800	
62キロメートル以上64キロメートル未満	36,000	
64キロメートル以上66キロメートル未満	37,100	
66キロメートル以上68キロメートル未満	38,300	
68キロメートル以上70キロメートル未満	39,400	
70キロメートル以上72キロメートル未満	40,600	
72キロメートル以上74キロメートル未満	41,700	
74キロメートル以上76キロメートル未満	42,800	
76キロメートル以上78キロメートル未満	44,000	
78キロメートル以上80キロメートル未満	45,100	
80キロメートル以上82キロメートル未満	46,300	

82キロメートル以上84キロメートル未満	47,400	
84キロメートル以上86キロメートル未満	48,600	
86キロメートル以上88キロメートル未満	49,700	
88キロメートル以上90キロメートル未満	50,800	
90キロメートル以上	51,400	

別表第14 加算を受ける職員及び加算割合

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職員の級3級の職員	100分の5
医療職給料表(1)	職務の級4級及び3級の職員	100分の15
	職務の級2級の職員	100分の10
	職務の級1級の職員で理事長の定める職員	100分の5
医療職給料表(2)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
医療職給料表(3)	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級の職員及び 職務の級4級並びに3級の職員で理事長の定める職員	100分の5 (職務の級5級の職員のうち理事長の定める職員にあっては100分の10)
技能職給料表	職務の級6級の職員で理事長の定める職員	100分の10
	職務の級5級の職員で理事長の定める職員	100分の5

別表第15 勤勉手当期間率表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

別表第16 定年前再雇用短時間勤務職員等の職務の級

雇用形態	給料表	職務の級（標準）
定年前再雇用短時間勤務職員	事務職給料表	3級
暫定再雇用職員	医療職給料表（2）	3級
暫定再雇用短時間勤務職員	医療職給料表（3）	3級

備考 原則として、退職時の職務の級より2級以上下位の級とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。